

# 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長 (固定資産税・都市計画税)

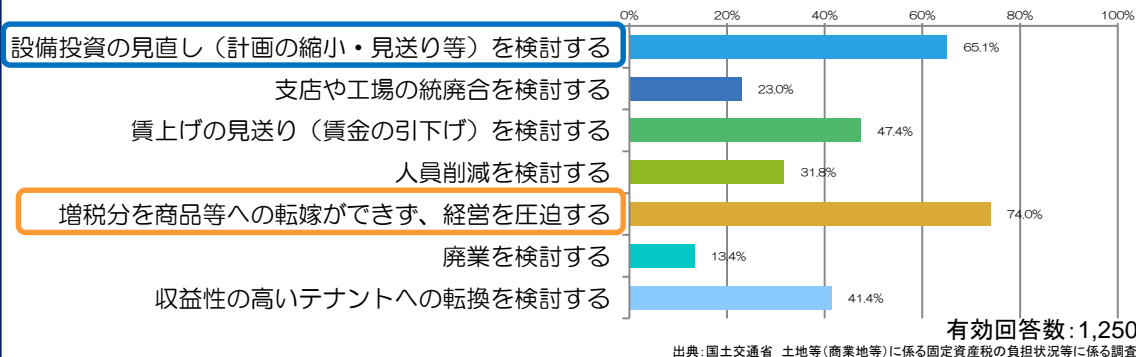
土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度、を3年間延長する。

## 施策の背景

- ・固定資産税の負担増は、不動産業だけでなく、ホテルや百貨店、商店街、物流倉庫など幅広い業種に悪影響を与え、事業者の設備投資の見直しや経営の圧迫につながる。
- ・デフレ脱却と地域経済の再生の足取りを確実にして、地価が安定的に推移する状況を生み出し、安定した税収を確保することが重要。

➡ **このため、引き続き負担調整措置や条例減額制度による負担軽減を行う。**

### ＜固定資産税負担増に対する事業者の対応＞



### ＜固定資産税負担増による地方創生や観光への影響＞



地元の若者による地産地消型の店舗開業や観光による地域振興など、新たな取組が見られる中、収益を圧迫。経営困難となり、地方創生や観光先進国実現の芽を摘む。

## 要望の結果

### 特例措置の内容

### 【固定資産税・都市計画税】

- ① 商業地等及び住宅用地について、**負担水準(=前年度の課税標準額÷今年度の評価額)**をもとに、今年度課税標準額を決定。
  - ア 負担水準が70%以上の場合 : 今年度の評価額の70%に引き下げ
  - イ 負担水準が60%以上70%未満の場合 : 前年度課税標準額と同額に据置
  - ウ 負担水準が60%未満の場合 : 今年度の評価額の5%を前年度の課税標準額に上乘せ(60%を上限とする)

※商業地等の例
- ② 商業地等について、課税標準額の上限を評価額の60~70%未満の範囲で条例で定める値に引き下げられる。  
商業地等及び住宅用地について、条例で課税標準額の伸びに上限(1.1以上)を設定できる。

### 結果

現行の負担調整措置、条例減額制度を3年間(平成30年4月1日~平成33年3月31日)延長する。